

雜 纂

明治初年の教育制度とその精神 (上)

高 橋 俊 乘

一

今日の國家主義の學校制度が其の基礎を確立したのは明治十九年文部大臣森有禮の時からである。それ以前は試みの時代であつた。試みの時代には教育上新舊二つの思想が著しい對立又は争を見せてゐた。それが森文部大臣の時に發布された勅令の帝國大學令・中學校令・師範學校令・小學校令等によつて、ほゞ一に歸し、更に明治二十三年に下賜せられた教育勅語によつて新舊の論争や對立は除かれる事となつた。新しい教育思想とは當時の政治その他萬般の標語であり指導力であつた文明開化を振り

かざして、實用の學を盛んならしめんとするものである。これを假りに實用主義と名づけて置かう。舊思想とは新成功の思想的要素たる尊王論や王政復古の思想に本づくものであつて、皇道の發揮を旨としてゐる。之を皇道主義と名づけて置かう。前者は言ふまでもなく洋學者の努力によつて養成されたが、特に福澤諭吉の譯述の大功を認めなければなるまい。萬延元年幕府が使節をアメリカ合衆國へ遣はした時彼れは其の一行に加つて合衆國へ赴き、文久元年幕府がまた使節を歐洲へ遣はした時も彼は之に隨行して列國の事情を視察した。兩度の視察を本

にし、諸書を参照して慶應二年「西洋事情」を著述した。當時朝野共に争うて之を買求め、苟くも西洋の文明を談じ、開國の必要を説く者は必ず、此の書を座右に置いた言はれる。維新後の新政府の爲にも好個の参考書となり、其の新政令にして此の書の中から胚胎したものが少くないさうである(福澤金)。なほ福澤の教育制度との密接な關係については後節に記述する豫定である。皇道主義は尊王論者や國學者の思想が中心となつてゐることは言ふまでもないが、明治の新政府に用ひられた國學者は主として平田派の人々であつたから、教育上の皇道主義も大體に於て平田派の思想である。

慶應三年の幕大政奉還や王政復古の騒いで一旦中絶になつた京都學智院が間もなく明治元年三月十二日に再興された。これが新政府の學校經營に着手した始である。學智院では皇祖天神社を寮中に勧請して大學別當がその神主となり、四時に一度つつ長官以下學生までその祭典に仕へる定であつた。我が國の學校は古來武術の道場で武神として八幡大神なきを祭る外、文道の學校では孔子を

祀る例であつて、我が國の神祇を祀つた學校は先づ無かつたやうである。水戸の弘道館で孔子と並んで鹿島大神を祀つたやうなのは異例であるが、弘道館の教育は文武並行であるから、鹿島大神も武神として祀つたものであらう。

是れより先、二月二十二日玉松操・大野玄道・平田鐵胤が大學校取立について制度規則の取調を命ぜられてゐるが、更に四月二日に至り華頂宮博經親王から大學校創建の事について建議せられたので、玉松等の國學者は一層調査に努力するこゝとなつた。當時は諸般の制度が復古を主意とした時であるから、江戸時代末に設けられた學智院よりも、大寶令に定めてある大學寮を復活する方が喜ばれた。同四月本居宣長の後たる豊顯が次のやうな建議を上つてゐる。

中古ニハ漢學ヲ專務ト被遊候ニ付、大學寮中ニ皇國之神祇先賢ヲ不祭シテ只釋奠之法ヲ嚴重ニ被立候へ共、是甚主客を違候事ニ奉存候。勿論諸經書中、治國修身之正論ハ御用ト可然候へ共、是折衷御取捨可有之事ニ

テ(中略)、何分釋奠之儀而已嚴重ニ被爲行、恐クモ日御子ニシテ是ヲ拜シ賜フナドハ條理甚御不都合之御儀ト奉存候。依テ此度大學寮御造立相成候ハ、學祖トシテ思兼命ニ舍人親王・太朝臣安麻呂ヲ合祀シ、春秋ニ御祭式有之度、釋奠之儀ハ可爲御無用ト奉存候。

しかし一方には國學者の調査に慊らず、薩摩藩の岩下方平等が調査を命ぜられ、その意見により、玉松等の調査は無關係に同年四月十五日學習院を改めて大學寮代とするこゝゝなつた。それは大學寮の建設が容易ではないからといふ理由によるのであつた。ついで閏四月諸公卿を會して次のやうに學問を獎勵した。その主旨は實用本位である。

人材ノ教育ハ最其急務タリ。故ニ三十歳未滿ノ輩ハ專勤學ニ從事シ、務メテ實用ノ學業ヲ勉勵セヨ。其才力ヲ計リテ拔擢ノ選ニ充テン。然レドモ文武ノ學場未建設セザルヲ以テ、先寮代ニ於テ講習ノ業ヲ始メシム。

(文部省刊、日本教育史略による)

これも岩下等新思想家の説が用ひられたものであらう。

これは玉松等の大いに不滿とする所であるから、七月玉松は岩倉具視へ嚴重な詰問の書狀を出してゐる。此のいきさつが如何にも維新草創の際らしい様子を示してゐる。玉松等の意見を容れた爲か、國事多端にして、さても大學寮を建設する運に至らないといふので、九月十六日令して差當り皇學所ニ漢學所ミを京都に設けるこゝゝなつた。大學寮代を先づ漢學所とし、同十八日より開所したが、實際の開講は翌二年正月十七日からであるこゝゝふ。皇學所は後れて元年十二月十日に規則が定められ、十四日から開所したが、翌正月十五日から開講の運さなつたらしい。

皇學所でも皇祖大神大宮を建て、その中央に天御中主大神・皇產靈大神・伊邪那岐大神・伊邪那美大神・天照皇大神・須佐之男大神及び御代々々天皇命・太后・御子命等を祀り、左に風神・火神等の天神地祇八百萬神を、右に武御雷神・經津主神等多くの神々を合祀してゐる。かゝる皇道主義が影響して從來國神を祀つてなかつた學校にも國神を祀るやうになつた。美濃の苗村、伊勢の菟野、

高田、姫路、徳山などの漢學はその例である。萩の醫學校では元は神農を祀つてあつたが、幕末から大己貴命、少彥名命を合祀するこゝゝなつた。

皇學所・漢學所共通の規則には皇道・實用の二主義を並舉してある。

一、國體ヲ辨シ名分ヲ正スヘキ事

一 漢土西洋ノ學ハ共ニ皇道ノ羽翼タル事。

但中世以來武門大權ヲ執リ名分取違候者許多ニ付向後屹度可心得事。

一 虛文空論ヲ禁シ着實ニ修行、文武一致ニ教諭可致事

(下略)

文武一致の趣旨は元年閏四月の訓諭にも前記の通り見えてゐるが、同年八月二日に京都に兵學校が設けられた當時はまだ江戸時代の教育思想を受けて諸藩の學校は一般に文武並行主義であつたから、政府でも文武並行を主義としてゐたものである。

京都では實用主義者たる洋學者が少いのこゝ、土地からして京都には皇道思想・復古思想が盛んであるのこゝ、明

治元年頃はまだ文明開化の風が比較的著しくなかつた上に、皇道主義者は維新成功の思想的背景の中心として誇つてゐたから、京都の學校では實用主義よりも皇道主義の方が勢力を持つてゐた。されば皇學所の規則には次のやうな個條を立て、あつた。

近來皇國ノ學相衰ヘ外國ヘ對シ候テモ不都合ニ付、今般更に皇國學盛大ニ御振起被遊度思召ニ候間、各御一新ノ御趣意ヲ奉戴シ異日國家之大用ニ相立候様、一同奮發勉強可致旨御沙汰候事。

以上國學と洋學との争に加ふるに、江戸時代から持越されてゐる國學と漢學との争が明治になつても、初年にはまだ存してゐた。漢學は言ふまでもなく、洋學てふ新しい學問に對しては、國學と共に舊思想に屬し又國學に對しては洋學と共に外來の學であるから、漢學の地位たるや強固なものではない。その上、漢學の本國たる支那の文化が今や頗る振はないのであるから、漢學は今ほこゝても江戸時代の如き勢力を永く維持するこゝは出来なくなつたのであるが、明治のごく初年は江戸時代の惰性で

漢學の勢力がまだ大であつたから、國學と漢學との争が頗る烈しかつた。却つて國學と洋學との争の方が右に比べるに烈しくなかつた。

尊王論の勃興といふ維新成功の思想的背景から言へば維新の功勞を獨り國學者のみが獨占すべきものではなく漢學の方でも山崎闇齋の系統や水戸學派の人々もその功を分擔してゐるものではあるが、平田派の人々が多く要路に列したので、國學者は功勞に誇り、教育を皇道中心に統一しようとする。之に對して漢學者は過去の勢力を擁し、國學者の見解の狭いのを罵つて之に反抗するのである。大學寮代を皇學所と漢學所に分けたのは、政府が兩者の争を避ける一つの手段であらしい。故に皇・漢學所共通の規則の第四條に、

一 皇學漢學共互ニ是非ヲ争ヒ、固我之偏執不可有之事
 といふ規定があつた。

二

所が明治二年になつて東京に都を奠められ、學校教育の中心が東京に遷るに及び、東京は幕末以來洋學が盛ん

であり、西京に比べて外國文化も既に比較的多く取入れられてゐるし、かつ文明開化の風は明治元年に比して二年以後は漸次盛んになつて行くから、教育上の實用主義が次第に發展して來るのである。

明治元年六月二十六日舊幕府の建設した醫學所を再興し、同二十九日同じく幕府の昌平學校を同年九月十二日同じく幕府の洋學の學校たる開成所を復興した。この三校は或は鎮將府に屬し、或は東京府の所管となつたりしてその所屬は屢々變遷があるけれども、同年十月十九日昌平學校が行政官(ほゞ後の民部省に當る)に隸し、十一月十三日開成所も行政官の管轄となつた。十二月二十五日昌平學校・開成所の入學規則を定めた。醫學所の所屬は頗る異動が多かつたが、やつと翌二年五月十日に昌平學校管轄を定まつた。

これより先、元年十月二十一日岩倉具視が諸般の制度改革に關する意見書を提出したが、その中で學制取調の事をも述べて、皇國前途の事は其の根本茲に在りと言つてゐる。先に岩倉の懷刀であつた玉松操及びその他の國

學者が學制を調査してゐるのに、更に取調を必要とした具視の意は皇道偏重でなかつた爲である。その爲であらうか。十一月二日議定山内豊信をして學制の査定を兼務せしめ、秋月種樹・森有禮・神田孝平・細川潤次郎・内田正雄等が取調を命ぜられた。ついで十二月十三日豊信が昌平學校の知事(今の學長)となり、種樹も同じ頃同校の判事を命ぜられた。

やがて翌二年六月十五日に昌平學校を改新して大學校とし開成所を醫學所を開設學校・醫學校と改稱して、この二校を共に大學校の附屬たらしめた。この改正には大學校に兵學校を設けて開成學校・醫學校と相並んで、三校を併せて大學校の分局とする筈であつたが、兵學校は軍務官(後の陸海軍省に當る)に附托して大學校に於て遂に設立しなかつた。つまり此の頃まで文武兼備の思想が行はれたが、この企てを最後として次第に亡んでしまつた事を知り得るのである。この時に定められた學規によれば大學校の目的は皇道主義と實用主義とを並べ用ひ、國學と漢學との調和に腐心したものである。

明治初年の教育制度とその精神(上) (高橋)

道ノ體タルヤ物トシテ在ラサルハナク時トシテ存セサルナシ。其大外ナク其小内ナシ。乃チ天地自然ノ理ニシテ人々ノ得テ具ル所、其用ハ則チ三綱五常、其事ハ則チ政刑教化、其詳ナルハ則チ和漢西洋諸書ノ載ル所學校ハ乃チ斯道ヲ講シ知識ヲ廣メ、材德ヲ成シ、以テ天下國家ニ實用ヲ奏スル所ノ者ナリ。蓋シ神典國典ノ要ハ皇道ヲ尊ミ國體ヲ辨スルニ在リ。乃チ皇國ノ目的學者ノ先務ト謂フヘシ。漢土ノ孝悌彝論ノ教、治國平天下ノ道、西洋ノ格物窮理、開化日新ノ學亦皆是斯道ノ在ル處、學校ノ宜ク講究スヘキ所ナリ。且兵學醫學ノ如キ亦國ノ興敗民ノ死生ノ繫ルトコロ、政務中ニ於テ最モ重スヘキ事ニシテ、外國ト雖モ其長スル所ハ亦皆採テ以テ我國ノ有トスルコト勿論ノミ。如此ナレバ舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基キ知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スル御誓文ノ旨趣ニ不悖、是乃チ大學校ノ規範ナリ。

始に實用主義を説き、中程で皇道主義を明かし、次いで兵學醫學を講究する所以を説き、最後に五箇條の御誓

文と結び附けてある。しかしこの學規中、含まれてゐる内容のそれ／＼が、當時は有機的に融合してゐない。殊に「蓋シ神典國典ノ學」の一句の如き、餘りに突然であつて、それ以前に説いてある實用主義の説明としくり整合してゐない。當時はまだ調和してゐなかつた實用主義と皇道主義と二つながら強ひて採用し、かつ國學と漢學との争を調停しようとして、實用主義・皇道主義や國學・漢學・洋學の主旨とする所を徒らに列擧してゐる。その爲

右の行文が甚だ流暢を缺き、趣旨を判明に理解しかねるやうなものにしてしまつた。更に大學校の要旨を次のやうに定めてあつた。

一 神典國典ニ依テ國體ヲ辨へ兼テ漢籍ヲ講明シ實學實
用ヲ成テ以テ要トス。

これも甚だ妥協的なものである。それだけ當局の苦心も察せられるのである。ついで同二年七月八日政府では官制を大改革したが、これによつて大學校は官廳となり、政府は之を集議院の次、彈正臺の上に列せしめた。此れより先三月二十日府縣學校取調局が昌平學校内に設けられ

た。この取調局は六月十四日廢局となつたが、七月八日の新制により、大學校は府縣藩の學政を總判することとなつた。これより大學校は教育に従事すること共に、教育行政の中央官衙となつたわけである。

明治二年九月二日京都にも愈々大學校を建てることとなつたので、皇學所・漢學所が廢止され、これまでの御用掛は全部免ぜられ、皇學所の學神は一先づ神祇官へ返座すべきこととなつた。同四日京都の兵學校も大阪へ移された。しかし大學校は建設されずして、同十一月二十二日に中止となり東西二大學併置の理想は消えてしまつた。よつて専ら東京の大學校を充實することとなつた。その年十二月十七日大學校を改めて大學と稱した。當時大學は湯島の今の東京女子高等師範學校の所在地にあり、開成學校は今の東京商科大學の所在地にあつて大學の南方にあつたから大學南校と改稱し、醫學校は神田和泉橋附近にあり、大學の東方に當つてゐたから大學東校と改稱した。

翌三年二月大學規則を改めて發布した。その始に學體

こいふ一節がある。明治二年六月に定められた學規を縮約したやうなもので、やはり和漢洋の三學を兼ねようとするものであつた。

道ノ體タル、物トシテ在ラサルナク時トシテ存セサルナシ。其理ハ則綱常、其事ハ則政刑、學校ハ斯道ヲ講シ、實用テ天下國家ニ施ス所以ノモノナリ。然ハ則孝悌彝倫ノ教、治國平天下ノ道、格物窮理日新ノ學、是皆宜シク窮覈スヘキ所ニシテ、内外相兼ネ彼此相資ケ所謂天地ノ公道ニ基キ、知識ヲ世界ニ求ムルノ聖旨ニ副ハンヲ要ス、勉メサル可ン哉。

これが學體の全文である。この時、大學の學科目が制定されてほゞ大學の體裁を整へた。科を大別して五つとした。

教科 神教學 修身學

法科 國法 民法 商法 刑法 訴訟法 萬國公法

利用厚生學 曲禮學 政治學 國勢學

理科 格致學 星學 地質學 金石學 動物學 植物學

學 化學 重學 數學 器械學 度量學 築造

明治初年の教育制度とその精神(上) (高橋)

學

醫科

豫科 數學 格致學 化學 金石學 動植學

本科 解剖學 藥物學 原病學 病屍剖驗學 内科

外科及雜科 治療學兼攝生法

文科 紀傳學 文章學 性理學

この中、醫科は大學東校で、法科・理科は大學南校で教授され、教科と文科は大學で教授された。この中で一寸分り難いのは教科である。これは全く國學と漢學との争の緩衝地帯として置かれたものであつたらしく、神教學は國學の別稱、修身學は漢學の別稱に外ならない。言ふまでもなく、理科は洋學であり、法科も大部分が洋學である。醫科には從來和漢の醫道があつたけれども、大學東校は舊幕府の西洋醫學の學校の繼承であるから、やはり洋學に屬する。同二年九月權田直助等の建議により翌年二月から一時大學和漢醫道取調掛の一局を置いたけれども、醫術に和漢洋の區別の有るべきでないといふ理由で程なく廢せられたので、醫科は洋學に限られた。よつ

て國學に漢學は文科に教科の牙城を守つてゐたのである。

洋學の程度は當時はまだ低かつた事は、やむを得ない事であるが、學問の内容が組織だつてゐるの、外人が多く教官として雇はれて居つた事により、教授や學習の方法は當時から相應に組織的でよく整頓してゐた。その上、洋學者たちは我國の物質文明の遅れてゐるのを促進させようとして、熱心に研究もし教授もしたから、成績も揚つたし、政府も民間も洋學の發達に期待する所が多かつた。それで教育上、洋學者の考へてゐる實用主義が漸次勢力を得て行つた。大學の本校には、國學に漢學の大家が居つて、その學力から言へば、不足のない人が多かつたのではあるが、教授の方法が整はず、殆ど唯議論ばかりで日を送つてゐた。殊に皇學者等が漢學者等を攻撃する場合が多かつた。明治二年六月から大學の國學側の教務を取つたのが大學大丞丸山作樂である。その頃漢學の方の教務主任たる大學大丞松岡敏は老年溫和の人であつたから、丸山と松岡との間には、爭論は餘り起

らなかつたが、漢學の主席教官であつた大博士水木成美と丸山との喧嘩は餘程ひどいものであつたさうである。

註 右の一項は明治三十五年十二月七日帝國教育會で學制頒布滿三十年記念式を擧げた時に、もも大學大丞であつた加藤弘之博士が講演されたものの筆記による。

丸山は同年七月十一日集議院下局次官になつた。その爲に大學別當松平慶永を動かしたのか、九月十二日慶永から、(一)皇學に漢學を合併して教授する事、(二)皇國の學神を祀り、孔子の廟や釋奠を廢止する事、(三)初步の教授に於て素讀は専ら國書を用ひて、漢籍を停むべき事、(四)孟子は名分を説く點に於て國體に合はない點があるから、正科から省く事なきの案に就いて朝裁を仰いだので、同十七日の集議院會議にかけられた。賛否は頗る區々であつたが大多數の議員は舊制に従ひ、規則の變更なきを可してゐる。それで右の案は全然否決された。

翌三年二月矢野立道が大學の中博士になつた。矢野は従前より度々大嘗祭を將來永く京都に於て復古の形式で

行はるべきことを建白したが、三年六月十五日集議院へ大學を皇道中心に改むべき事を建言した。その建白文は次の通りである。

昨年來神武天皇御創業に被爲基、御政體復古之御儀奉拜承、殊に行在所(東京の意)には大學校御開被遊、人材御教育之條、千歳一時之御盛舉を奉存、荒陬邊土之微臣千里を遠しこせずして春來東下、御模様奉伺候處、豈料古代之御典式は毫も不被爲立、學校等も戎囀之巢窟其儘御用ひ被遊、古制に協ひ候學則等も不奉伺、殆方嚮を失ひ、進退こゝに谷り、歸土之面目も無之、今日迄眞の御復古奉待候へごも何たる御趣意も聞え不申候間、乍恐左に建言仕候。(下略)

これでは文明開化を全く逆行してゐる。かく國學對漢洋學の争がある上に、國漢學の教官と學生との間に軋轢が絶えなかつた。國漢學の教官は大體優秀な人を集めたのではあるが、維新草創の際まで全部の教官がさうこは言へない。従來私塾を開いてゐた者が、時運に遇つて召出された者が可なりあつて、その中には學識の餘り秀で

ない人がある。却て生徒の中には入學前に國文・漢文を相當に深く研究して來た者があつて、教師をやりこめたりする事も時々起るので、教官と學生との軋轢が時々爆發した事も、その頃は珍しくなかつた。

遂に政府は處置に困り、「學制改正につき」といふ名目で大學本校を閉鎖することに定めて三年七月十二日之を斷行した。これで皇學者も漢學者も大學を逐はれ、皇道主義は大學から離れなければならぬことゝなつた。しかし教育行政の府としての大學は全く滅んだわけではない。東校・南校は依然存続してゐるのであるから、その後の教育に就いては、大學は勿論一般に教育は實用主義を宗とするやうになつた。固より我が國の教育から皇道主義が全く消失することは有り得ないが、今後暫くは實用主義全盛時代が現れるのである。

翌四年三月二十二日丸山作樂・矢野玄道・權田直助等の國學者が御不審ありといふ理由を以て、丸山は福井藩、矢野は岡山藩、權田は金澤藩の藩邸へ預けられた。「矢野玄道傳」による。福羽美靜が木戸・大久保等に丸山等を開

化妨害の徒なりと讒言したのが動機だに記してある。此等數氏の復古主義が極端に走り、政府要路への建言や運動が執拗であつたから、政府の大官たちに厭はれた爲に此の奇禍を招いたものらしい。

三

實用主義の發達を下に述べるべき順序であるが、その前に翻つて中小學の發達について一應の觀察をして置きたい。

始め文久二年六月大原重徳が勅使として江戸城に下り幕府の改革を促したので、幕府は諸種の方面に改革を企て且實行した。教育上にも同年十一月始めて學問所奉行を置き昌平校を管理せしめるなご色々新しい施設を行つたが、その一つの現れとして翌三年二月五日小學校を建設する爲に係の役人を命じてゐる。しかし幕末多事の際にて、事實建設するまでには到らなかつたやうである。ついで明治元年鳥羽伏見の戰の罪により、朝廷は前將軍徳川慶喜を蟄居せしめ、その家を家達に相續させて、靜閑に封せられた。徳川氏は同年十二月沼津に藩の兵學校を設

け、附屬として小學校を設けた。恐らく舊幕府の計畫を継いだものであらう。沼津小學校は兵學校の豫科であるが、而も獨立した學校としてそれだけで完結した教育所でもあつた。その掟書によること「童兒七八歳にて素讀手習いたし候様相成候者は、其父、若父無之者兄又は後見人または母親にても小學校頭取へ」願出する時は士庶共に入學を許したのであつた。これが明治年代に於ける最も早い小學校である。この沼津小學校が模範となつて、三年七月には同じ藩内で、靜岡・沼津・田中・小島・掛川・濱松・新居・横須賀・相良・中泉等の各地に小學校が設けられた。沼津小學校は藩内の小學校中で最古のものであるが、府縣内の小學校では京都市内の小學校六十四校が最も古い。明治二年二月五日政府は府縣施政順序といふ法令を出したが、その中に小學校設置の一項があつた。それには次のやうに書かれてあつた。

專、書學・素讀・算術ヲ習ハシメ、願書・書翰・記牒・算勘等其ノ用ヲ闕サラシムヘシ。又時々講談ヲ以テ國體時勢ヲ辨ヘ忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭シ、風俗を厚ク

スルヲ要ス。

こあり、その前半は實用主義を示し、後半は温和な皇道主義を示してゐる。これより先京都府では元年七月小學校經營の自治體たる學區を定め十月二十日各町年寄等を集めて小學校建營について諭示したが、翌二年二月二十

二日府縣施政順序に本づき京都府廳から辨官へ中學校・小學校建營趣意書を差出して愈々小學校建設に着手した。五月二十一日上京第二十七番組小學校が最先に開校した。これが今の柳池尋常小學校である。故に此の小學校は新政府から發布した規則に依る小學校としては最も古い。それからその年内に尙六十三の小學校が開かれた。

維新が成功したばかりで、まだ諸事整頓しない時に六十四の小學校を一つの市に建設するのは、中々容易ではなかつたであらう。鞏固の下にある東京府でさへやつと翌三年になつて六つの小學校が設けられただけであつた。

明治二年三月二十三日の布告により、特に東北の府縣へ速かに小學校を設けて政教を行ふべき旨を命じてゐる。これは二月の府縣施政順序を重ねて布告したのであ

るが東北地方に限つて特に重ねたのは、此の地方が政府反抗の氣分を最も濃厚に持つてゐたからであらう。故に教育の方針は府縣施政順序に見えた温和な皇道主義を更に實用化し、現代化し、國家本位とし、政治の爲を主として考へた教育となつてゐる。これを私は國家主義と名づけておきたい。その文に曰く

庠序の教不備候ては政教難被行候に付今般諸道府縣に於て小學校被設人民教育の道洽く御施行被爲在度思召に候間東北府縣速に學校を設け御趣意貫徹候様盡力可致旨被仰出候事。

但學校取調として東京學校より人選を以被差向候間商議可致事。

右の但書が政府の都合のよい教育を行はしめようとして露骨に下した命令たることを明示してゐると思はれる。

この國家主義の教育は版籍奉還さへ行はれてない當時には行はれる筈もあるまい。しかし此の國家主義の教育が次第に發達して明治十九年以後永く我が國の教育の根本主義となるのである。その芽生が早く片鱗をこゝに現

したのであつた。

前記の如く二年七月大學校が行政官廳となつて小學校をも管轄するやうになつたが、翌三年二月大學規則を改正するに同時に中學・小學校規則をも設けた。政府の法令上で、中學の名はこゝに始る。古來支那・日本には中學なる名稱は無かつたし、又大學と小學校の中間に介在する學校も明瞭には存在しなかつたから、こゝの中學は西洋の中等學校から考へついたものと見てよい。文献を廣く探したら、幕末の蘭學者の書に既に中學の名を見出しうるかも知れないが、中學の語は明治二年頃より急に多く用ひられ出したやうである。二年二月京都府から辨官へ差出した中學校小學校建營趣意書はその一例である。同年七月の序文ある内田正雄譯「和蘭學制」には和蘭の中學の制度が詳しく説いてある。同九月加藤有隣が書いた「大小學校建議」には中學校設立の建議を述べてゐないが西洋には中學の設のある由を説いてゐる。

三年二月の中小學校規則では、小學は八歳に入學して十五歳で終へ、中學は十六歳に入學して二十二歳に卒業す

る。その後俊秀なる者を選んで大學へ貢するこあるから任意に志願するのではなかつた。中學の課程は前に記した大學の五科(教・法・理・醫・文)を低い程度で學ぶのである。小學の課程は句讀(素讀の意)・習字・算術・語學・地理學の外に、やはり五科大意といふのがあつた。しかし府縣藩と大學との連絡が十分でなく、又大學そのものに權威がなかつたから此等の規則は空文に終るに違がないので、政府も強いて施行せしめやうとはしなかつた。

例へば同三年閏十月京都府で中學校を建てた。右の規則に従へば凡ての兒童は先づ小學校へ入學せしむべきであるが、京都市では從來小學校へは平民のみが入學し、華士族は入學しないので、特に華士族の爲に中學校附屬の小學校を設けて、この小學校から中學校へ進ませた。當時の學校はまだ今日の如く四民平等とは行かなかつた。

尙東京府・京都府及び靜岡藩以外の府縣藩の事は一々こゝに述べず、凡て省略しておくが、大體は東京・京都より落ちることは言ふまでもない。しかし政府の施設が

刺戟となつて各府縣藩の教育も少しづつ、進んで來たことも勿論である。從來藩學の無かつた藩にも新に之を設けるやうになつた。藩學三百程の中、三十七程は明治元年以後の建設である。

明治四年七月に到り愈々列藩を廢して縣としたので、從來は藩の自治に任じてあつた學校制度及び行政は全部政府で行ふことゝなつたから、七月十八日政府は文部省を新に置いて從來教育行政の府であつた大學を廢した。

この時江藤新平が文部大輔となつたが始は卿を置かなかつたので、江藤が事實上の長官であつた。間もなく同月二十八日大木喬任が文部卿となり、江藤は八月四日左院副議長に轉じた。江藤の在職は短かつたが、精悍なる彼は餘程仕事をしたやうである。大學が廢せられたので、大學東校・大學南校は各々大學の二字を削つた。九月文部省は學制の改革を必要とし、東校・南校を閉ぢたが、程なく翌月又復興した。これは從來の貢進生が放蕩怠惰であつたから、それを廢する手段だつたといふ。當時は施政の凡ての方面に朝令暮改が多い。教育界もさうである

が右はその甚だしい例である。

さて愈々廢藩置縣となるに、全國共通の制度を布く必要がある。又さうすべき筈のものであるから、十一月二十五日府縣の學校は文部省で管轄することを明瞭に布告した。かくて種々調査研究の結果、明治五年六月「學制」なる固有名詞を持ち、凡ての學校の制度を網羅した新しい教育法令が出来上り、御裁可を経て八月三日發布された。

文部省は大學の繼續に過ぎないが、三年七月本校を廢して以來、大學は東校・南校のみで成立し、洋學者のみがその教職員であつた。それで文部省へも東校・南校の洋學者が多く入つた。彼等が昌平學校・醫學所・開成所以來研究して來た教育制度を全國に布かうとするのである。いかに我が國の實情に照して修補するにしても、根本は西洋の教育制度を燒直したものであり、その主義は實用主義を主とするものであらうとは想像し易き事である。明治十年文部省より刊行した日本教育史略には、三年七月大學本校を廢止した事を

大學ノ建ツ神教學及學則等衆論一ナラズ。仍リテ更ニ學制ヲ改正スルニ意アリ。閑校ノ令ヲ出ダシテ、悉生徒ヲ退解セシム。

ごあるのも、右の意味を婉曲に記したものと見解しうであらう。かつ廢藩置縣は從來の封建制度を止めて中央集權制度を確立するにこころである。教育も全國共通の制度を布かうとするのであるが、從來我が國は封建制度であるから、新しく布かんとする制度の模範たるべき制度が從來無かつたわけである。故にさうしても中央集權的な外國から手本を求めなければならぬ。この點より見るに新しい制度は外國の制度の變直しだといふ事になる。尤も東校・南校から文部省へ入つた役人以外に新しく入つた役人が多い。その中には國漢學者もある。此等の國漢學者の意見も參酌された筈である。これを史實に照して見るに、さうであらうか。

明治初年に文部省に勤めてゐた人で、近くまで生存した人、又は今尙健全な人々の談話を綜合するに、學制編纂には多くの人が手傳つたやうである。國民教育獎勵會編

纂「教育五十年史」には久保田讓氏の談話として「之を出すに就いては江藤新平氏なごも餘程骨を折られた」と書いてある。明治三十五年十二月七日帝國教育會で學制頒布滿三十年記念式をあげた時に辻新次氏が演説した中に「學制編成に付て盡力された人は長茨・西潟訥・瓜生寅是等の人を覺えて居ります」と述べてある。同じ式場で辻氏に續いて演説された加藤弘之博士は江藤新平・大木喬任・辻新次等の功績を稱へてゐる。また大正十一年十月三十日學制頒布五十年記念式が全國的に行はれた時、大阪朝日新聞に掲げられた高橋是清氏の談話によるに、和蘭人フルベッキの意見に基づき、加藤弘之・辻新次・田中不二麻呂・野村素介の諸氏が參畫したものと見てある。

かく談話者によつて學制頒布の功勞者が一定してゐないが、私は皆正しいと思ふ。久保田氏は最初の參畫者として江藤をあげ、高橋氏は學制内容の模範としての外國の教育制度を研究したり、我が學制を立案した人々を擧げ、辻氏の講演では學制頒布の衝に直接携はつた役人を擧げたのである。三氏はそれら學制頒布の功勞者の意

味を別様に解釋してゐるので、功勞者の名を擧げるのに差を生じたのである。此等諸氏の外に直接關係しないが學制制定に大なる影響を與へたのは福澤諭吉である。こゝは衆論が一致してゐる、吉田熊次博士も「明治大正の文化」(太陽)の中で

加之、福澤諭吉氏の慶應義塾は夙に英米の文化を輸入しつゝ、あつたが、文部省關係方面には大なる勢力を持つて居たのであるから、學制に基く新教育には其の影

響が多かつたのである。

こ説いて居られる。現に慶應義塾出身の文部省役人や教員が可なり多かつた。石黒忠恵氏の如きは或時「三田の文部省」こいふ語を用ひて憤慨されたこいふ逸話さへ傳つてゐる(教育五)。福澤の思想が學制に織込まれてゐる事は信じてよい。然らば學制の内容を思想こはさうであらうか。(以下次號)

宋代の太學生生活(上)

宮崎市定

内容——一、宋代太學の沿革——二、三舍の法——三、試験餘話——四、齋舍——五、學校騒動——六、學規

一 宋代太學の沿革

支那では唐より宋へ移る間に、社會の各方面に種々の變動が起り、進歩もした。宋代は儒教史上では漢唐訓詁

の學から一變して、性理の學が發生した時代である。同じ潮流が儒教の實際的方面にも現れて、教育史上にも特色ある時代相を呈してゐる。太學なるものも古くからあるが、其制度が完備し、今日吾人の考へる學校なるもの之餘り違はぬものが出來たのも此時代である。